

農林水産省経営局保険監理官
御提供資料

農業保険制度について

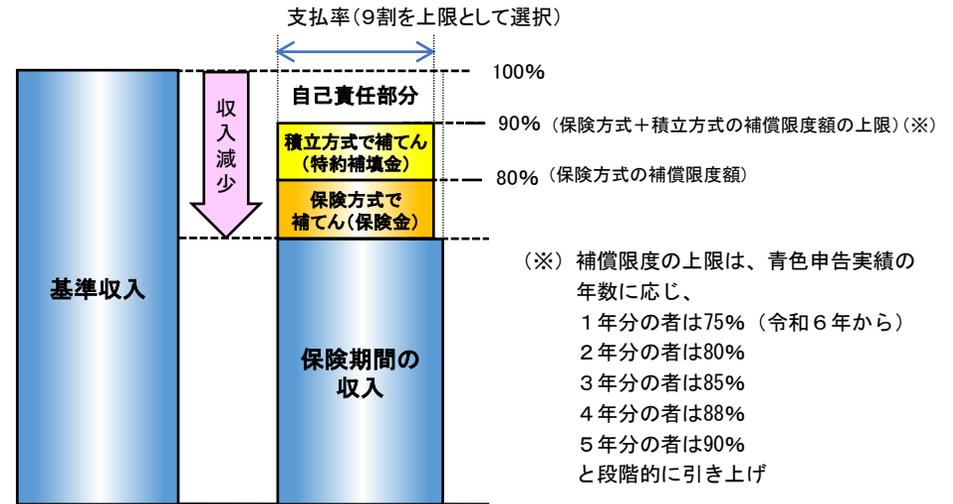
令和 5 年 9 月
農 林 水 産 省

収入保険の仕組み

- 収入保険は、品目の枠にとられずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入全体を補填する制度（平成31年1月から開始）。
- 加入者に対し、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、その差額の9割までを補填。
- また、補填に際し、信頼度の高い青色申告の農業収入額を活用することで、効率的な事務運営を実施。加えて、インターネット申請、自動継続特約の導入により加入者の利便性の向上や事務の負担を軽減。

実施主体	全国農業共済組合連合会（平成30年4月設立） （加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等へ委託）
対象者	青色申告を行っている農業者※（個人・法人） ※ 加入申請時に、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可 （令和6年からは、加入申請年1年分の青色申告実績で加入可）
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、 保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大特例、収入上昇傾向特例により上方修正）
補填方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、 「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補填
保険方式の保険料	掛捨て（50%の国庫補助） ※保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていく仕組み
積立方式の積立金	掛捨てではない（75%の国庫補助）

<補填方法>



規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
(注) 5年の青色申告実績がある者の場合

<インターネット申請>

加入等の手続について、いつでもどこでも行えるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を用いて、インターネットで申請

<自動継続特約>

次回以降の保険期間について、加入者から解除の意思表示がない限り、契約更新の申込みがあったものとして取り扱う特約（毎年の加入手続が不要）

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度はどちらかを選択して加入

収入保険の加入状況（①個人・法人の加入状況）

- 令和5年の収入保険の加入実績は、令和5年6月末現在で、全国で約8万9千経営体。青色申告を行っている農業経営体（約35万経営体）の25.2%が加入。

【個人、法人別の加入状況】

（経営体）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 （6月末時点）
全体	22,812	36,142	59,084	78,868	88,953
個人	20,302	31,770	52,549	70,510	81,300
法人	2,510	4,372	6,535	8,358	7,653

（注）令和5年の法人数について、今後、事業年度開始月が8月以降の法人の加入が見込まれる

青色申告を行っている農業経営体は35.3万経営体
うち ・個人の主業経営体及び団体経営体は16.4万経営体
・肉用牛又は養豚が販売金額1位の経営体は1.4万経営体

（注）2020年農林業センサス。現金主義を除く。

収入保険の加入状況（②都道府県別の加入状況）

都道府県	青色申告 を行っている農業 経営体 (a)	加入件数 (令和4年) (b)	割合 (b/a)	加入件数 (令和5年) (c)	割合 (c/a)	都道府県	青色申告 を行っている農業 経営体 (a)	加入件数 (令和4年) (b)	割合 (b/a)	加入件数 (令和5年) (c)	割合 (c/a)	都道府県	青色申告 を行っている農業 経営体 (a)	加入件数 (令和4年) (b)	割合 (b/a)	加入件数 (令和5年) (c)	割合 (c/a)
全国計	353,199	78,868	22.3%	88,953	25.2%	富山県	4,050	767	18.9%	870	21.5%	島根県	3,695	1,058	28.6%	1,124	30.4%
北海道	27,304	5,473	20.0%	5,952	21.8%	石川県	3,642	783	21.5%	938	25.8%	岡山県	7,543	1,137	15.1%	1,464	19.4%
青森県	10,043	3,972	39.5%	4,321	43.0%	福井県	3,478	1,484	42.7%	1,554	44.7%	広島県	5,762	1,225	21.3%	1,403	24.3%
岩手県	10,487	3,392	32.3%	3,759	35.8%	山梨県	6,088	1,015	16.7%	1,250	20.5%	山口県	4,459	1,157	25.9%	1,428	32.0%
宮城県	7,935	2,998	37.8%	3,273	41.2%	長野県	14,077	2,566	18.2%	3,057	21.7%	徳島県	3,404	622	18.3%	732	21.5%
秋田県	6,994	2,161	30.9%	2,350	33.6%	岐阜県	5,339	702	13.1%	846	15.8%	香川県	3,436	1,026	29.9%	1,086	31.6%
山形県	9,143	2,292	25.1%	3,044	33.3%	静岡県	10,699	1,833	17.1%	2,107	19.7%	愛媛県	6,170	2,402	38.9%	2,515	40.8%
福島県	9,787	3,328	34.0%	3,600	36.8%	愛知県	11,109	1,810	16.3%	2,010	18.1%	高知県	3,718	1,113	29.9%	1,224	32.9%
茨城県	10,956	1,878	17.1%	2,031	18.5%	三重県	4,699	1,192	25.4%	1,257	26.8%	福岡県	10,760	3,342	31.1%	3,613	33.6%
栃木県	10,098	2,782	27.6%	2,979	29.5%	滋賀県	4,600	945	20.5%	1,101	23.9%	佐賀県	5,730	1,213	21.2%	1,575	27.5%
群馬県	7,660	1,450	18.9%	1,641	21.4%	京都府	3,823	548	14.3%	590	15.4%	長崎県	5,329	1,265	23.7%	1,439	27.0%
埼玉県	8,000	1,572	19.7%	1,812	22.7%	大阪府	2,231	206	9.2%	275	12.3%	熊本県	13,578	3,028	22.3%	3,391	25.0%
千葉県	13,863	870	6.3%	1,270	9.2%	兵庫県	9,277	517	5.6%	778	8.4%	大分県	5,643	1,699	30.1%	1,847	32.7%
東京都	3,234	357	11.0%	408	12.6%	奈良県	2,713	181	6.7%	239	8.8%	宮崎県	8,271	2,837	34.3%	3,025	36.6%
神奈川県	6,622	441	6.7%	469	7.1%	和歌山県	8,128	1,426	17.5%	1,873	23.0%	鹿児島県	8,963	2,057	22.9%	2,128	23.7%
新潟県	12,607	2,589	20.5%	2,863	22.7%	鳥取県	5,158	1,640	31.8%	1,803	35.0%	沖縄県	2,894	517	17.9%	639	22.1%

(注1) 令和5年6月末時点

(注2) 青色申告を行っている農業経営体は2020農林業センサスの値。現金主義を除く。

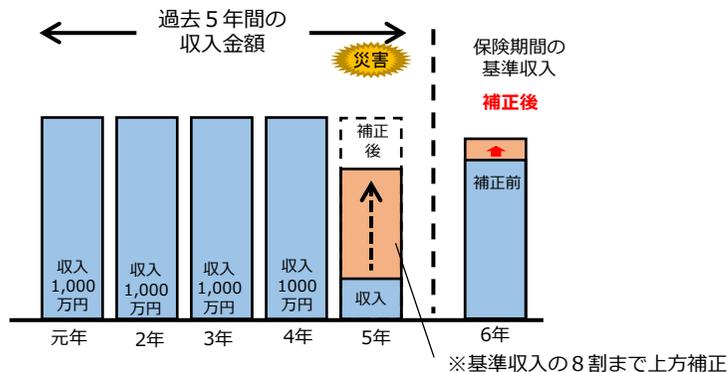
農業保険法施行後4年を迎えた収入保険の取組方向

- 昨年12月に、農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の今後の取組の方針について決定。
- 収入保険については、保険制度として持続的な制度運営を図る観点も踏まえ、(1)～(3)について令和6年加入者から実施。また、(4)については令和5年から実施。

(1) 甚大な気象災害による影響を緩和する特例

災害が激甚化・頻発化する中で、安心して営農が継続できるよう、甚大な気象災害の被害を受けた者について、被害年の収入金額について翌年の基準収入算定の際に補正する特例の検討

【災害特例のイメージ】



(2) 青色申告1年分のみでの加入

青色申告への切り替えを促進する観点から、これまでの2年の青色申告実績を短縮し、加入申請年1年分のみでの加入の検討

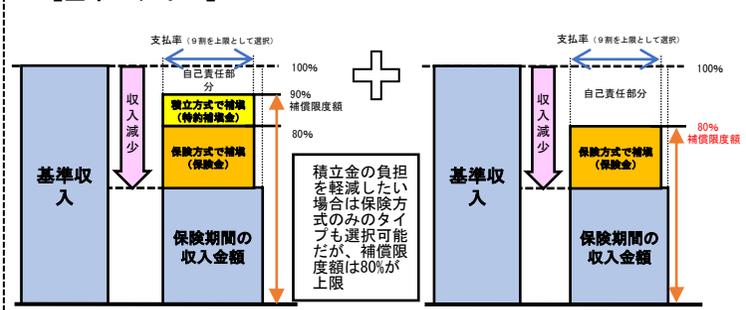
(3) 保険のみで9割まで補償する新たなタイプの創設

加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプの検討

【基本のタイプ】

現行

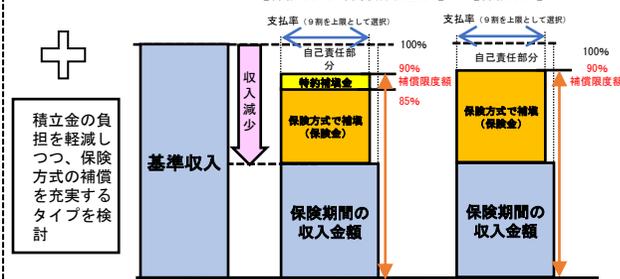
(例) 【保険方式のみのタイプ】



【新たな補償タイプのイメージ】

パターン① 【保険85%、特約補償金5%】

パターン② 【保険90%】



(4) 野菜価格安定制度との同時利用の延長

収入保険との同時利用の効果を検証するため、令和3年から同時利用を実施している者について、同時利用の期間を1年間延長する(令和4年以降の収入保険新規加入者については、引き続き、2年間の同時利用が可能)。

農業共済制度の概要

(自然災害等による収量減少等を補填)

- 収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）は、自然災害等による損失を補填するため、個々の農業者の収量が平年の収量に比べ一定割合以上減少した場合に、共済金を支払い（共済掛金は農業者：国が1：1の割合で拠出）

損害評価については、損害評価員（組合員）の実測による現地評価（半相殺方式）と、出荷資料や帳簿のデータによる評価（全相殺方式など）の2つの方式が存在

(加入者数は減少傾向)

- 加入者数について、収穫共済は、収入保険への移行等により、減少傾向にあり、令和3年は延べ94万経営体が加入

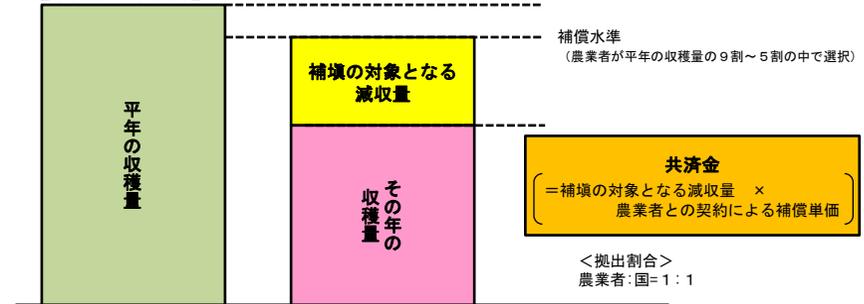
収入保険と機能が重複しない園芸施設共済は、近年の自然災害の頻発や制度の改善等を受けて、年々増加

(支払状況)

- 共済金の支払いは、自然災害の発生の状況等によってばらつきがみられるところ

令和3年は、収穫共済では約0.5～4割の加入者に対して、園芸施設共済では約1割の加入者に対して、それぞれ共済金を支払い

【制度の概要】



※対象品目：米、麦、大豆、ばれいしょ、果樹等

【加入状況】

(経営体)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農作物共済	1,276,134	987,619	919,332	850,325
畑作物共済	66,049	59,991	56,047	50,329
果樹共済	56,052	47,415	42,546	37,847
家畜共済	56,356	54,789	52,520	50,964
園芸施設共済	140,342	143,040	149,324	152,586
合計	1,594,933	1,292,854	1,219,769	1,142,051

(注1) 農作物共済、畑作物共済及び果樹共済は共済目的ごとの実経営体数の合計、家畜共済及び園芸施設共済は実経営体数

【共済金の支払状況】

(金額：億円)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	経営体数	金額	経営体数	金額	経営体数	金額	経営体数	金額
農作物共済	63,288 (5.0%)	228.4	63,970 (6.5%)	115.0	76,067 (8.3%)	110.0	37,281 (4.4%)	52.0
畑作物共済	25,592 (38.7%)	133.3	19,270 (32.1%)	74.8	15,981 (28.5%)	59.3	18,971 (37.7%)	85.3
果樹共済	11,239 (20.1%)	34.1	9,852 (20.8%)	35.7	9,275 (21.8%)	33.8	8,661 (22.9%)	29.7
家畜共済	51,812 (91.9%)	655.1	49,281 (89.9%)	697.6	48,053 (91.5%)	721.7	46,589 (91.4%)	714.0
園芸施設共済	23,671 (16.9%)	72.4	19,401 (13.6%)	80.3	18,098 (12.1%)	39.8	14,058 (9.2%)	26.5
合計	175,602	1,123.3	161,774	1,003.4	167,474	964.5	125,560	907.5

(注) () は加入者数に対する割合

園芸施設共済の概要

- ◎補償対象: ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等(※暖房器具、栽培棚などの**付帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能)
- ◎補償対象とする事故: 風水害、雪害などの自然災害(地震及び噴火を含む)の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償
- ◎補償額: 築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割)を設定(※**どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償**)

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外): 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約: 新築時の資産価値の最大2割を補償

- ◎補償の下限: 損害額が3万円を超える場合に補償(**特約を付加すれば、1万円を超える場合に補償**)

- ◎補償期間: **1年間**

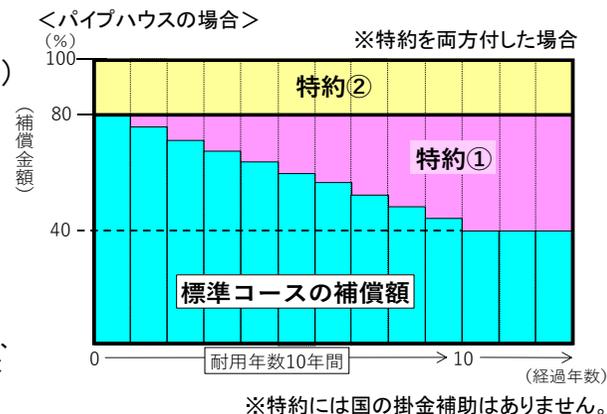
- ◎掛金: **掛金の半分は国が負担(標準コース)**

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々引き(最大5割引)

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 32,300円	全損した場合の共済金 283万円

※試算の前提: パイプハウス(19mm)、4年経過(被覆材は毎年張替)、10a、新築時の資産価値426万円、現在価値額353万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

- 小さな被害を補償範囲から外す**ことにより、**掛金が大幅割引**になります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 18,500円(43%割引)	全損した場合の 共済金 283万円 (標準コースと 変わらない)
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 10,900円(66%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 4,000円(88%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,400円(96%割引)	

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

- 集団加入割引**

生産部会等の**集団**で加入すると、**掛金を5%割引**します。

- 太いパイプハウスの割引**

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスや**補強により同程度の強度を満たすパイプハウス**は、**掛金が15%安**くなります。

- 耐用年数を大幅に超過した施設の除外**

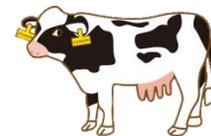
全棟加入が原則ですが、**耐用年数を大幅に超過した施設(耐用年数の2.5倍)**を**補償範囲から外す**ことにより**掛金を安く**することも可能です。

家畜共済の概要

家畜共済の種類

死亡廃用共済：家畜の死亡又は廃用による損害を対象とする共済事業

疾病傷害共済：家畜の疾病又は傷害の診療費を対象とする共済事業



対象家畜

牛、馬、豚



補償内容（＝受け取れる共済金）

死亡廃用共済：家畜の価額の2割（肉豚は4割）～8割の範囲内で農業者が予め選択

疾病傷害共済：診療費の原則9割 ただし、診療費が診療点数を超える場合は診療点数×10円の9割

注）1. 家畜の価額に応じた上限あり

2. 診療点数は、農業者が負担すべき費用として国が設定

共済掛金（＝農業者の費用負担）

過去の共済金の支払状況を踏まえて農業者ごとに算定

うち国費から、牛と馬では共済掛金の50%、豚では40%を補助（＝掛金国庫負担金）

家畜診療所

疾病傷害共済事業において、病傷事故の治療等を行うため、農業保険法第128条により、組合等は家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設（家畜診療所）を設置することができることとされている

家畜共済特定損害防止事業

農業保険法に基づき、組合等が、組合員に対し、農林水産大臣が定める特定の疾病の損害防止措置を指示した場合にその60/100を国庫から交付する事業（第126条、附則第3条）

【事業内容】

令和5年度において6疾病（繁殖障害、乳房炎、運動器疾患、周産期疾患、呼吸器疾患、牛リンパ腫）を対象に定めており、組合等が、都道府県知事の助言等も考慮した上で事業計画を立案し、農林水産大臣の承認を経て対象疾病の損害防止を推進

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

36,959 (27,838) 百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,955 (2,805) 百万円

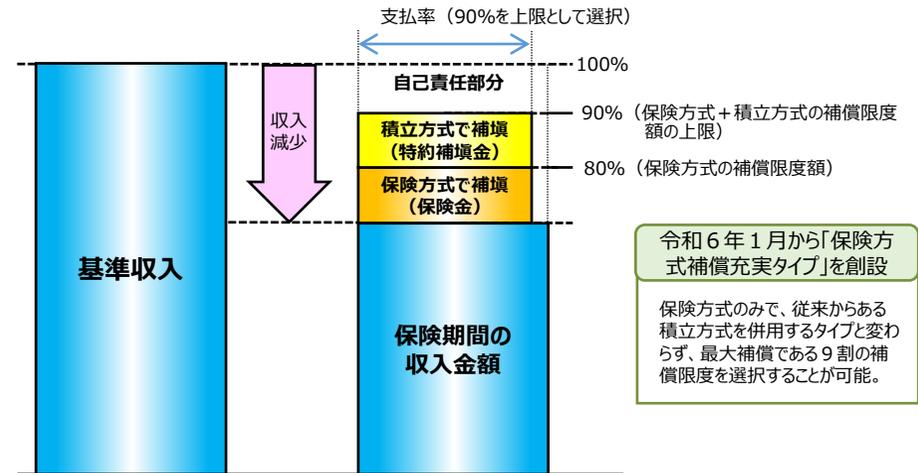
- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



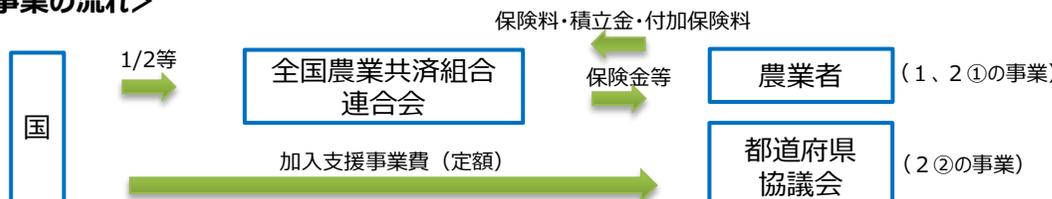
令和6年1月から「保険方式補償充実タイプ」を創設

保険方式のみで、従来からある積立方式を併用するタイプと変わらず、最大補償である9割の補償限度を選択することが可能。

過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

<事業の流れ>



農業共済事業の実施

【令和6年度予算概算要求額（所要額）83,964（80,113）百万円】

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 共済掛金国庫負担金 (所要額) 47,470 (46,888) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 35,956 (32,806) 百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 538 (419) 百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止の実施に要する経費の一部を交付します。

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)
(2、3の事業) 経営局保険監理官 (03-3502-7380)

<事業の流れ>

